

事業概略書

事業名	障害者芸術文化活動普及支援事業評価ガイドライン作成事業
事業目的	「障害者芸術文化活動普及支援事業」は平成 29 年度より障害者の芸術文化活動支援の体制づくりを行って来た。平成 30 年度からは、各都道府県が実施主体となり、従来行われていた評価委員会による事業成果や課題に対する評価が行われなくなるため、各自治体が事業評価に活用できる評価の枠組みが必要とされた。しかし、障害者の芸術文化活動は多様であり、画一的・定量的な評価方法での成果評価は困難であると考えられることから、このような事業の特性を捉え、自治体や都道府県の支援センターが活用できる評価モデルを作成することを目的とした。
事業概要	本評価ガイドライン作成事業では、自治体や普及支援事業の支援センター等にヒアリングやアンケート調査を実施した結果や、有識者による検討委員の意見に基づき、普及支援事業における支援センターが、より良い成果を目指し、個々の活動を成果に結びつけられるよう、「事後評価」や「成果（アウトカム・インパクト）評価」だけではなく、計画段階での評価や、事業の成果を改善に活かしていくプロセスも評価の対象に組み込んだ「障害者芸術文化活動普及支援ガイドより良い協働と事業成果を高めるためのヒント集一」を作成した。（ガイドの作成プロセスやアンケートの分析結果は、「障害者芸術文化活動普及支援事業評価ガイドライン作成事業報告書」に記載。
事業実施結果及び効果	これまで障害者の芸術文化普及支援の領域において明確な評価の指針や方向性が無かった。特に、障害者芸術文化普及支援事業については、福祉や芸術文化、共生社会など様々な価値観が交錯する中で行われている事業であることや、支援センターの活動が地域によって様々であり、画一的な定量評価の手法による成果では、成果の全体を捉えることが困難であることが懸念されていた中で、プロセス評価とアウトカム評価の両方を行うことのできる最初のツールとして、支援センターや自治体が振り返りや評価、事業の計画に活用できるものが開発された。成果だけを評価するのではなく、活動からの学びを事業改善に活かし、支援センターの活動を通して、普及支援事業全体により良い成果（インパクト）をもたらすことに役立つよう、プロセス評価にも着目した評価モデルを提示することができたことが、本事業のもたらした効果である
事業主体	郵便番号：105-0004 所在地：東京都港区新橋 5-7-12 ひのき屋ビル 7 階 法人名：特定非営利活動法人 日本ファンディング協会 電話番号/E-MAIL：03-6809-2590 / shimizu@jfra.jp

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ 250 字程度で簡潔に記入すること。